

○工事等成績評定要綱

平成30年4月1日

(目的)

第1条 この要綱は、本市が発注する工事等(工事等検査規則(平成19年横須賀市規則第24号)第2条第3号に規定する工事等をいう。以下単に「工事等」という。)の成績評定に関して必要な事項を定めることにより、公共工事の品質を確保するとともに、契約者(工事等検査規則第2条第4号に規定する契約者をいう。)の適正な選定及び指導育成に資することを目的とする。

(評定の対象)

第2条 工事等の成績評定(以下「評定」という。)の対象は、契約事務取扱規程(平成19年横須賀市訓令甲第10号)第11条第1号に規定する建設部建設総務課において検査を行う工事等とする。

(評定者)

第3条 評定を行う者は、当該工事等を主管する課(以下「工事主管課」という。)の担当監督員(以下「主任技術評価者」という。)、工事主管課の担当係長等(以下「総括技術評価者」という。)及び工事等検査規則第5条第1項に規定する検査員(以下「技術検査員」という。)とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる工事等については、主任技術評価者及び技術検査員が評定を行うものとする。

- (1) 当初請負金額が1000万円未満の工事
- (2) 地質調査、測量、土木設計、建築設計又は工事施行監理に係る業務委託(以下「工事系委託」という。)

3 前2項の規定にかかわらず、単価契約による工事等の評定については、主任技術評価者及び工事主管課で検査をした係長等が評定を行うものとする。

(評定の方法等)

第4条 評定を行う者は、出来形部分検査、指定部分検査、完成検査及び監督において確認した事項等に基づき、的確かつ公正に評定を行い、工事成績採点表に記録するものとする。この場合において、工事成績採点表の評定項目、評定点合計に対する総合ランク等は、別表第1及び別表第2のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、前条第2項に掲げる工事等に係る評定は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める別表を用いて的確かつ公正に行う。

(1) 前条第2項第1号の工事 別表第3

(2) 前条第2項第2号の工事系委託 別表第4

3 前2項の規定にかかわらず、前条第3項の工事等については、工事にあつては別表第5、工事系委託にあつては別表第6を用いて評定を行うものとする。

(評定書の提出)

第5条 技術検査員は、完成検査時に前条による評定を行い、工事にあつては工事完成検査評定書(第1号様式甲、乙)を、工事系委託にあつては工事系委託完成検査評定書(第2号様式甲)を作成し、建設総務課技術・検査担当課長(以下「技術・検査担当課長」という。)に提出するものとする。ただし、緊急やむを得ない事由により行う工事等については、評価に係る記載を省略するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、第3条第3項の工事等に係る評定は、工事主管課において、工事にあつては工事完成検査評定書(第1号様式丙)を、工事系委託にあつては工事系委託完成検査評定書(第2号様式乙)を作成し、工事主管課の課長(以下「工事主管課長」という。)に提出するものとする。

(評定の決定)

第6条 技術・検査担当課長は、前条の規定により工事完成検査評定書又は工事系委託完成検査評定書(以下「評定書」という。)の提出を受けたときは、速やかに評定を決定するものとする。ただし、第4条の規定により評定を行った工事等のうち、別表第2、別表第3又は別表第4における「やや不良」又は「不良」と評価された工事等にあつては、当該契約者から事情聴取を行ったうえで当該工事等の評定を決定するものとする。

2 前項ただし書の場合にあつては、技術・検査担当課長は、財務部契約課長(以下「契約課長」という。)及び入札及び契約審査委員会設置要綱(平成13年4月1日制定)の規定による入札及び契約審査委員会に報告するものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、工事主管課長は、第4条第2項第3号の規定により評定を行った工事等のうち、別表第5又は別表第6における評価区分が「E」、「F」又は「G」と評価された項目が1つ以上ある場合は、当該工事等を行った契約者から事情聴取を行ったうえで当該工事等の評定を決定するものとする。

(評定の通知)

第7条 技術・検査担当課長は、前条の規定により評定の決定をしたときは、当該評定結果を、契約課長、工事主管課長及び契約者に通知するものとする。

2 技術・検査担当課長は、契約者に前項の通知を行う際は、評定書を用いることとする。

3 前2項の規定にかかわらず、第3条第3項の工事等については、工事主管課長が契約者に通知するものとする。

(評定の修正)

第8条 技術・検査担当課長は、前条の規定により通知をした後に工事等の契約不適合が判明し、評定を修正する必要があるときは、契約者から事情聴取を行ったうえで修正し、その評定結果を速やかに契約課長、工事主管課長及び契約者に通知するものとする。

2 技術・検査担当課長は、契約者に前項の通知を行う際は、評定書を用いることとする。

3 前2項の規定にかかわらず、第3条第3項の工事等については、工事主管課長が契約者から事情聴取を行ったうえで修正し、契約者に通知するものとする。

(説明の求め)

第9条 前2条による通知を受けた契約者は、通知を受けた日から起算して14日以内に、技術・検査担当課長に対して、書面により、当該評定の内容について説明を求めることができる。

2 技術・検査担当課長は、前項の説明を求められたときは、書面により回答するものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、第3条第3項の工事等については、工事主管課長に対して説明を求め、工事主管課長が回答するものとする。

(評定の公表)

第10条 市長は、別に定める方法により、評定を公表するものとする。

(優良工事の認定等)

第11条 市長は、優良工事の認定を行う日の属する年度の前年度の末日まで(以下「認定前年度中」という。)に完成した工事のうち、別表第7に掲げる認定基準により選考された工事を、優良工事として認定するものとする。

2 市長は、前項の規定により優良工事と認定された工事を行った契約者に対して、優良工事認定証を交付するものとする。ただし、認定される契約者が次の各号に掲げる事由に該当する場合には、優良工事認定証を交付しないこととする。

(1) 認定前年度中に、横須賀市指名停止等措置規則(平成22年横須賀市規則第23号)別表第1の7の項から10の項までに掲げる措置要件に該当する死亡事故を発生させたとき。

(2) 認定前年度中に、横須賀市指名停止等措置規則別表第2に掲げる贈賄及び不正行為等に基づく措置基準に該当し、指名停止を受けたとき。

(3) その他不適当な事由があったとき。

3 市長は、第8条第1項の規定により評定が修正され、第1項に定める優良工事に該当しなくなったときは、認定を取り消すものとする。

(共同企業体に対する適用の特例)

第12条 共同企業体(甲型共同企業体に限る。以下同じ。)の工事に係る評定については、当該共同企業体のほか、当該共同企業体の各構成員に対しても当該構成員の工事の評定とみなして、第7条から前条までの規定を適用する。

2 前項の規定にかかわらず、当該共同企業体の構成員の一部が前条第2項ただし書の事由に該当するときは、他の構成員(明らかに当該事由に該当することについて責めを負わないと認められる者を除く。)に対しても優良工事認定証を交付しないこととする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

(関係要綱の廃止)

2 請負工事成績評定要綱(平成11年5月1日制定)は、廃止する。

附 則

この要綱は令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は令和8年4月1日から施行する。

別表第1(第4条第1項関係)

| 評定項目 | 細別 | 評定者加減点(a) | 標準点(b) | 評定点(a+b)／満点 |
|---------|----------|-----------|--------|-------------|
| 1. 施工体制 | I 施工体制一般 | | 2.9 | ／ (3.3) |
| | II 配置技術者 | | 2.9 | ／ (4.1) |
| 2. 施工状況 | I 施工管理 | | 9.4 | ／ (13.0) |
| | II 工程管理 | | 6.1 | ／ (8.1) |
| | III 安全対策 | | 6.2 | ／ (8.8) |

| | | | | |
|------------------|-------------|--|------|-----------|
| | IV 対外関係 | | 2.9 | / (3.7) |
| 3. 出来形及び出来 ばえ | I 出来形 | | 9.3 | / (14.9) |
| | II 品質 | | 9.4 | / (17.4) |
| | III 出来ばえ | | 6.5 | / (8.5) |
| 4. 工事特性 | I 施工条件等への対応 | | 3.3 | / (7.3) |
| 5. 創意工夫 | I 創意工夫 | | 2.9 | / (5.7) |
| 6. 社会性等 | I 地域への貢献等 | | 3.2 | / (5.2) |
| 評定点計 | | | 65.0 | / (100.0) |
| 7. 法令遵守等(減点のみ) | | | — | — |
| 評定点合計 | | | 65.0 | / (100.0) |

別表第2(第4条第1項関係)

| 総合ランク(評定点合計の小数点 以下第1位を四捨五入) | 評価内容 |
|--------------------------------|-----------------|
| A(80点以上) | 他の模範となる優秀な工事 |
| B(75点以上80点未満) | 標準的な工事の中で優秀なもの |
| C(55点以上75点未満) | 標準的な工事 |
| D(50点以上55点未満) | 改善すべき事項が多い工事 |
| E(50点未満) | 改善すべき事項が著しく多い工事 |

※ 総合ランク

D・・・「やや不良」とする。

E・・・「不良」とする。

別表第3(第4条第2項関係)

| 考査項目 細別 | 評価区分 | 評価区分 | | | | |
|------------|----------------------|----------------|----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| | | A | B | C | D | E |
| | | 優れている | やや優れて いる | 標準的な工 事 | やや劣って いる | 劣っている |
| 1・施工 体制 | I. 施工体制一般 ・施工体制台帳 | 施工体制お よび標識等 | 施工体制お よび標識等 | 他の事項に 該当しない。 | 施工体制一 般に関して、 | 施工体制一 般に関して、 |

| | | | | | | |
|--------|---|-----------------------------|--------------------------|-------------|-------------------------------|------------------------------------|
| | <ul style="list-style-type: none"> ・施工体系図等 ・標識等の掲示 | が適切に整備され、口頭による指摘もない。 | が適切に整備されている。 | | 監督員が文書による改善の指示を行った。 | 監督員からの文書による改善の指示に従わなかった。 |
| | II. 配置技術者 <ul style="list-style-type: none"> ・現場代理人 ・主任技術者 ・有資格者 ・作業主任者 | 技術者等が適切に配置され、仕事内容が非常に優れている。 | 技術者等が適切に配置され、仕事内容が優れている。 | 他の事項に該当しない。 | 配置技術者に関して、監督員が文書による改善の指示を行った。 | 配置技術者に関して、監督員からの文書による改善の指示に従わなかった。 |
| 2・施工状況 | I. 施工管理 <ul style="list-style-type: none"> ・設計図書の照査 ・施工計画書 ・出来形・品質の管理等 | 施工管理が非常に優れている。 | 施工管理が優れている。 | 他の事項に該当しない。 | 施工管理に関して、監督員が文書による改善の指示を行った。 | 施工管理に関して、監督員からの文書による改善の指示に従わなかった。 |
| | II. 工程管理 <ul style="list-style-type: none"> ・実施工程表 ・進捗状況 ・各種制約等の対応等 | 工程管理が非常に優れている。 | 工程管理が優れている。 | 他の事項に該当しない。 | 工程管理に関して、監督員が文書による改善の指示を行った。 | 工程管理に関して、監督員からの文書による改善の指示に従わなかった。 |
| | III. 安全対策 <ul style="list-style-type: none"> ・安全教育及び安全訓練 ・仮設の点検及び管理 | 安全対策が非常に優れている。 | 安全対策が優れている。 | 他の事項に該当しない。 | 安全対策に関して、監督員が文書による改善の指示を行った。 | 安全対策に関して、監督員からの文書による改善の指示に |

| | | | | | | |
|-------------|---|--|--|-------------|--|--|
| | ・保安設備の設置・管理 | | | | た。 | 従わなかった。 |
| | IV. 対外関係 ・関係機関との調整 ・近隣住民(施設管理者)との調整 ・関連工事との調整等 | 対外関係の調整等が非常に優れている。 | 対外関係の調整等が優れている。 | 他の事項に該当しない。 | 対外関係に関して、監督員が文書による改善の指示を行った。 | 対外関係に関して、監督員からの文書による改善の指示に従わなかった。 |
| 3・出来形及び出来ばえ | I. 出来形 ・出来形管理等 | 出来形の測定を必要な項目および基準により行い、規格値を満足するとともにばらつきが少ない。 | 出来形の測定を必要な項目および基準により行い、規格値を満足するとともにばらつきが少ない。 | 他の事項に該当しない。 | 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書による改善の指示を行った。 | 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。 |
| | II. 品質 ・品質管理等 | 品質の測定を必要な項目および基準により行い、規格値を満足するとともにばらつきが少ない。 | 品質の測定を必要な項目および基準により行い、規格値を満足するとともにばらつきが少ない。 | 他の事項に該当しない。 | 品質関係の試験方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書による改善の指示を行った。 | 品質関係の試験方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。 |
| | III. 出来ばえ ・仕上り状況 ・関連工事(工 | 仕上り等がきめ細かく、全体的な美 | 仕上り等がきめ細かく、全体的な美 | 他の事項に該当しない。 | 仕上り等がやや悪い。 | 仕上り等が悪く、全体的に美観が悪 |

| | | | | | | |
|--|------------------------|--------------|-------|--|--|----|
| | 種)又は既存 との取合い状 況等 | 観が非常に 良い。 | 観が良い。 | | | い。 |
|--|------------------------|--------------|-------|--|--|----|

※9細別のうち

E評価が4個ある工事・・・「やや不良」とする。

E評価が5個以上ある工事・・・「不良」とする。

別表第4(第4条第2項関係)

| 評価区分 / 考査項目 | 評価区分 | | | | |
|--|---------------------------|------------------------|-------------|--------------------------|--------------------------------------|
| | A | B | C | D | E |
| | 優れている | やや優れてい る | 標準的な業務 | やや劣ってい る | 劣っている |
| 1. 業務計画及び 工程管理 ・業務内容 ・事前準備 ・工程管理 | 業務内容の把握力及び工程管理が非常に優れている。 | 業務内容の把握力及び工程管理が優れている。 | 他の事項に該当しない。 | 業務内容の把握力及び工程管理にやや不備がある。 | 業務内容の把握力及び工程管理に不備がある。 |
| 2. 業務履行状況 ・取り組み姿勢 ・協調性 | 取り組み姿勢及び協調性が非常に良好である。 | 取り組み姿勢及び協調性が良好である。 | 他の事項に該当しない。 | 取り組み姿勢及び協調性にやや不備がある。 | 取り組み姿勢及び協調性に不備がある。 |
| 3. 業務考察力 ・考察力 | 考察力が非常に優れている。 | 考察力が優れている。 | 他の事項に該当しない。 | 考察力にやや不備がある。 | 考察力に不備がある。 |
| 4. 提出書類及び 説明力 ・提出書類 ・説明力 | 提出書類の取りまとめ及び説明力が非常に優れている。 | 提出書類の取りまとめ及び説明力が優れている。 | 他の事項に該当しない。 | 提出書類の取りまとめ及び説明力にやや不備がある。 | 提出書類の取りまとめ及び説明力に不備がある。また、不誠実な書類等がある。 |
| 5. 品質等 | 図面等の仕上 | 図面等の仕上 | 他の事項に該 | 図面等の仕上 | 図面等の仕上 |

| | | | | | |
|---------------------------------|---|------------------------------------|-------|--------------------------------------|------------------------------------|
| ・ 図面等の仕上げ ・ 計算及び数量等 ・ その他 | げ及び各種計 算書等の取り まとめが非常 に優れてい る。 | げ及び各種計 算書等の取り まとめが優れ ている。 | 当しない。 | げ及び各種計 算書等の取り まとめにやや 不備がある。 | げ及び各種計 算書等の取り まとめに不備 がある。 |
|---------------------------------|---|------------------------------------|-------|--------------------------------------|------------------------------------|

※5 考査項目のうち

E評価が2個ある業務・・・「やや不良」とする。

E評価が3個以上ある業務・・・「不良」とする。

別表第5(第4条第3項関係)

| 評価区分 / 評価項目 | 評価区分 | | | | | | |
|-------------------|---|--|---------------------------|---|---|---|--|
| | A | B | C | D | E | F | G |
| | 模範とな る優秀な 工事 | 模範的で はないが 優秀な工 事 | 標準的で あるがや や良い工 事 | 標準的で あるがや や劣る工 事 | 不良では ないが劣 る工事 | 是正すべ き事項が 多い工事 | 是正すべ き事項が 著しく多 い工事 |
| 1. 施工体制 | 施工体制 が適切に 整備され ていると ともに、配 置された 技術者の 仕事内容 が非常に 優れている。 | 施工体制 が適切に 整備され ていると ともに、配 置された 技術者の 仕事が優 れている。 | 他の事項 に該当し ない。 | 施工体制 がやや不 備である とともに、 配置され た技術者 の仕事内 容がやや 劣っている。 | 施工体制 がやや不 備である とともに、 配置され た技術者 の仕事内 容が劣っ ている。 | 施工体制 が不備で あるとと ともに、配置 された技 術者の仕 事内容が 悪い。 | 施工体制 が不備で あるとと ともに、配置 された技 術者の仕 事内容が 非常に悪 い。 |
| 2. 施工計画及 び工程管理 | 施工計画 及び工程 管理が非 常に優れ ている。 | 施工計画 及び工程 管理が優 れている。 | 他の事項 に該当し ない。 | 施工計画 及び工程 管理に対 し部分的 | 施工計画 及び工程 管理がや や不備で | 施工計画 及び工程 管理が不 備である。 | 施工計画 及び工程 管理が非 常に不備 |

| | | | | | | | |
|----------------|---|---|-------------|---|--|--|--|
| | ている。 | | | に改善が必要である。 | ある。 | | である。 |
| 3. 施工状況 | 現場施工状況が非常に優れている。 | 現場施工状況が優れている。 | 他の事項に該当しない。 | 現場施工状況に対し部分的に改善が必要である。 | 現場施工状況がやや不備である。 | 現場施工状況が不備である。 | 現場施工状況が非常に不備である。 |
| 4. 安全管理 | 工事全般にわたり安全対策が非常に優れている。 | 工事全般にわたり安全対策が優れている。 | 他の事項に該当しない。 | 工事全般にわたり安全対策に対し部分的に改善が必要である。 | 工事全般にわたり安全対策がやや不備である。 | 工事全般にわたり安全対策が不備である。 | 工事全般にわたり安全対策が非常に不備である。 |
| 5. 出来形及び出来栄 | 出来形及び品質が規格(値)を満足し、ばらつきがない。また、仕上がりはきめ細かく、全体的に美観が非常に良い。 | 出来形及び品質が規格(値)を満足し、ばらつきが軽微である。また、仕上がりはきめ細かく、全体的に美観が良い。 | 他の事項に該当しない。 | 出来形及び品質が規格(値)を満足するが、ばらつきが多少ある。また、仕上がりも一部悪く、全体的に美観がやや劣る。 | 出来形及び品質が規格(値)を超えるものがあり、ばらつきも多少ある。また、仕上がりもやや悪く、全体的に美観が劣る。 | 出来形及び品質が規格(値)を超えて多く、ばらつきが大きい。また、仕上がりが悪く、全体的に美観が悪い。 | 出来形及び品質が規格(値)を超えて多く、ばらつきが非常に大きい。また、仕上がりが悪く、全体的な美観が非常に悪い。 |
| 6. 必要書類、写真等の提出 | 必要書類が完備されている。 | 必要書類が完備されている。 | 他の事項に該当しない。 | 必要書類が整備されている。 | 必要書類が整備されている。 | 必要書類が不備である。 | 必要書類がかなり不備である。 |

| | | | | | | | |
|-----|---------------------------------------|------------------------------------|-----|--|---|--|--|
| 出状況 | れているとともに、必要とするポイント箇所の写真が非常に良く整理されている。 | れているとともに、必要とするポイント箇所の写真が良く整理されている。 | ない。 | れているとともに、必要とするポイント箇所の写真が整理されているが部分的にやや不備がある。 | れているとともに、必要とするポイント箇所の写真が整理されているが判明しづらい。 | あるとともに、必要とするポイント箇所の写真が少なく判明しづらい。また、不誠実な書類等がある。 | 不備があるとともに、必要とするポイント箇所の写真がない。また、不誠実な書類等がある。 |
|-----|---------------------------------------|------------------------------------|-----|--|---|--|--|

別表第6(第4条第3項関係)

| 評価区分 | 評価区分 | | | | | | |
|---------------|--------------------------|-----------------------|---------------|---------------------------------|-------------------------|-----------------------|--------------------------|
| | A | B | C | D | E | F | G |
| 評価項目 | 模範となる優秀な業務 | 模範的ではないが優秀な業務 | 標準的であるがやや良い業務 | 標準的であるがやや劣る業務 | 不良ではないが劣る業務 | 是正すべき事項が多い業務 | 是正すべき事項が著しく多い業務 |
| 1. 業務計画及び工程管理 | 業務内容の把握力及び工程管理が非常に優れている。 | 業務内容の把握力及び工程管理が優れている。 | 他の事項に該当しない。 | 業務内容の把握力及び工程管理に対し、部分的に改善が必要である。 | 業務内容の把握力及び工程管理がやや不備である。 | 業務内容の把握力及び工程管理が不備である。 | 業務内容の把握力及び工程管理が非常に不備である。 |
| 2. 業務履行状況 | 取組み姿勢及び協調性が非常に良好 | 取組み姿勢及び協調性が良好である。 | 他の事項に該当しない。 | 取組み姿勢及び協調性はあがるが部分 | 取組み姿勢及び協調性がやや不備で | 取組み姿勢及び協調性が不備である。 | 取組み姿勢及び協調性が非常に不備 |

| | | | | | | | |
|------------------|---|--|---------------------|---|--|--|---|
| | である。 | | | 的に改善 が必要で ある。 | ある。 | | である。 |
| 3. 業務考察力 | 考察力が 非常に優 れている。 | 考察力が 優れてい る。 | 他の事項 に該当し ない。 | 考察力は あるが部 分的に改 善が必要 である。 | 考察力が やや不備 である。 | 考察力が 不備であ る。 | 考察力が 非常に不 備である。 |
| 4. 提出書類及 び説明力 | 提出書類 の取りま とめ及び 説明力が 非常に優 れている。 | 提出書類 の取りま とめ及び 説明力が 優れてい る。 | 他の事項 に該当し ない。 | 提出書類 の取りま とめ及び 説明力は あるが部 分的に改 善が必要 である。 | 提出書類 の取りま とめ及び 説明力が やや不備 である。 | 提出書類 の取りま とめ及び 説明力が 不備であ る。また、 不誠実な 書類等が ある。 | 提出書類 の取りま とめ及び 説明力が 非常に不 備である。 また、不誠 実な書類 等がある。 |
| 5. 品質等 | 図面等の 仕上げ及 び各種計 算書等の 取りまと めが非常 に優れて いる。 | 図面等の 仕上げ及 び各種計 算書等の 取りまと めが優れ ている。 | 他の事項 に該当し ない。 | 図面等の 仕上げ及 び各種計 算書等の 取りまと めがされ ているが 部分的に 改善が必 要である。 | 図面等の 仕上げ及 び各種計 算書等の 取りまと めがやや 不備であ る。 | 図面等の 仕上げ及 び各種計 算書等の 取りまと めが不備 である。 | 図面等の 仕上げ及 び各種計 算書等の 取りまと めが非常 に不備で ある。 |

別表第7(第11条第1項関係)

| 番号 | 業種 | 認定基準 |
|----|--|---|
| 1 | 土木一式工事 | <p>(1) 第4条第1項の規定により評定を行った工事のうち、工期が90日以上のもの(以下「認定要件」という。)を左の1から9までの各業種に分類し、それぞれ選考するものとする。ただし、1から8までの各業種のうち、認定要件を満たす工事の件数が10件未満であるときは、「9 その他」に含めて選考する。</p> <p>(2) 認定は、左の1から9までの各業種別に認定件数(認定要件を満たす工事の件数の4%(小数点以下を繰り上げる。)に相当する数をいう。)を定め、評定点合計(小数点以下第1位までとする。)の成績上位順に決定する。ただし、当該工事における工事成績採点表の13細別等(施工体制一般、配置技術者、施工管理、工程管理、安全対策、対外関係、出来形、品質、出来ばえ、工事特性、創意工夫、社会性等、法令遵守等)の全てにおいて、評定者加減点が0点以上かつ、総合ランクがAであることが条件となる。</p> <p>(3) 各業種別に、(1)及び(2)の基準により選考された結果同順位の工事がある場合には、全て認定とする。</p> |
| 2 | 建築一式工事 | |
| 3 | 電気工事 | |
| 4 | 管工事 | |
| 5 | 舗装工事 | |
| 6 | 塗装工事(路面標示工事を除く。) | |
| 7 | 造園工事 | |
| 8 | 水道施設工事 | |
| 9 | <p>その他 (大工工事、左官工事、とび・土工・コンクリート工事、石工事、屋根工事、タイル・れんが・ブロック工事、鋼構造物工事、鉄筋工事、しゅんせつ工事、板金工事、ガラス工事、塗装工事(路面標示工事に限る。)、防水工事、内装仕上工事、機械器具設置工事、熱絶縁工事、電気通信工事、さく井工事、建具工事、消防施設工事、清掃施設工事、解体工事)</p> | |

工事完成検査評定書

| | |
|------|--|
| 業種番号 | |
|------|--|

| | | | |
|------------------------|-------------|------------------|------|
| 工 事 名 | | | |
| 請 負 者 | | | |
| 工 事 場 所 | | | |
| 契 約 番 号 | | 請負代金額 | |
| 工 期 | | | |
| しゅん工年月日 | | | |
| 検査評定日時 | | | |
| 評 定 結 果 (少数点以下四捨五入) | | | |
| 評 定 項 目 | 細 別 | 評定点 / (標準点) / 満点 | 評価区分 |
| 1. 施工体制 | I 施工体制一般 | / (2.9) / 3.3 | — |
| | II 配置技術者 | / (2.9) / 4.1 | — |
| 2. 施工状況 | I 施工管理 | / (9.4) / 13.0 | — |
| | II 工程管理 | / (6.1) / 8.1 | — |
| | III 安全対策 | / (6.2) / 8.8 | — |
| | IV 対外関係 | / (2.9) / 3.7 | — |
| 3. 出来形及び出来ばえ | I 出来形 | / (9.3) / 14.9 | — |
| | II 品質 | / (9.4) / 17.4 | — |
| | III 出来ばえ | / (6.5) / 8.5 | — |
| 4. 工事特性(加点のみ) | I 施工条件等への対応 | / (3.3) / 7.3 | — |
| 5. 創意工夫(加点のみ) | I 創意工夫 | / (2.9) / 5.7 | — |
| 6. 社会性等(加点のみ) | | / (3.2) / 5.2 | — |
| 7. 法令遵守等(減点のみ) | | | — |
| 評定点合計/総合ランク | | / (65.0) / 100.0 | — |
| 備 考 | 評定通知日 | | |
| | | | |
| 評 定 者 | 主任技術評価者 | (所属、氏名) | |
| | 総括技術評価者 | (所属、氏名) | |
| | 技術検査員 | (所属、氏名) | |

第1号様式乙（第5条第1項関係）

工事完成検査評定書

| | |
|------|--|
| 業種番号 | |
|------|--|

| | | | |
|--------------|-----------|---------|--|
| 工 事 名 | | | |
| 請 負 者 | | | |
| 工 事 場 所 | | | |
| 契 約 番 号 | | 請負代金額 | |
| 工 期 | | | |
| しゅん工年月日 | | | |
| 検 査 評 定 日 時 | | | |
| 評 定 項 目 | 細 別 | 評 価 区 分 | |
| 1. 施工体制 | I. 施工体制一般 | | |
| | II. 配置技術者 | | |
| 2. 施工状況 | I. 施工管理 | | |
| | II. 工程管理 | | |
| | III. 安全対策 | | |
| | IV. 対外関係 | | |
| 3. 出来形及び出来ばえ | I. 出来形 | | |
| | II. 品質 | | |
| | III. 出来ばえ | | |
| 備 考 | 評定通知日 | | |
| 評 定 者 | 主任技術評価者 | (所属、氏名) | |
| | 技術検査員 | (所属、氏名) | |

工事完成検査評定書

| | |
|------|--|
| 業種番号 | |
|------|--|

| | | | | | | | | |
|------------------|------------------|---------|---|---|---|---|---|---|
| 工 事 名 | | | | | | | | |
| 請 負 者 | | | | | | | | |
| 工 事 場 所 | | | | | | | | |
| 契 約 番 号 | | 請負代金額 | | | | | | |
| 工 期 | | | | | | | | |
| しゅん工年月日 | | | | | | | | |
| 検 査 評 定 日 時 | | | | | | | | |
| | 要 素 | 評 価 区 分 | | | | | | |
| | | A | B | C | D | E | F | G |
| 評 価 項 目 | 1. 施工体制 | | | | | | | |
| | 2. 施工計画及び工程管理 | | | | | | | |
| | 3. 施工状況 | | | | | | | |
| | 4. 安全管理 | | | | | | | |
| | 5. 出来形及び出来ばえ | | | | | | | |
| | 6. 必要書類、写真等の提出状況 | | | | | | | |
| 評 価 区 分 | | A | B | C | D | E | F | G |
| | | | | | | | | |
| 備 考 | 評定通知日 | | | | | | | |
| 評 定 者 | 監 督 員 | (所属、氏名) | | | | | | |
| | 検 査 員 | (所属、氏名) | | | | | | |

第2号様式甲（第5条第1項関係）

工事系委託完成検査評定書

| | |
|------|--|
| 業種番号 | |
|------|--|

| | | | |
|-------------|---------------|---------|--|
| 業 務 名 | | | |
| 受 託 者 | | | |
| 履 行 場 所 | | | |
| 契 約 番 号 | | 委託代金額 | |
| 履 行 期 間 | | | |
| しゅん工年月日 | | | |
| 検 査 評 定 日 時 | | | |
| 評 価 結 果 | 1. 業務計画及び工程管理 | | |
| | 2. 業務履行状況 | | |
| | 3. 業務考察力 | | |
| | 4. 提出書類及び説明力 | | |
| | 5. 品 質 等 | | |
| 備 考 | 評定通知日 | | |
| 評 定 者 | 主任技術評価者 | (所属、氏名) | |
| | 技術検査員 | (所属、氏名) | |

工事系委託完成検査評定書

| | |
|------|--|
| 業種番号 | |
|------|--|

| | | | | | | | | |
|------------------|---------------|---------|---|-------|---|---|---|---|
| 業 務 名 | | | | | | | | |
| 受 託 者 | | | | | | | | |
| 履 行 場 所 | | | | | | | | |
| 契 約 番 号 | | | | 委託代金額 | | | | |
| 履 行 期 間 | | | | | | | | |
| しゅん工年月日 | | | | | | | | |
| 検 査 評 定 日 時 | | | | | | | | |
| | 要 素 | 評 価 区 分 | | | | | | |
| | | A | B | C | D | E | F | G |
| 評 価 項 目 | 1. 業務計画及び工程管理 | | | | | | | |
| | 2. 業務履行状況 | | | | | | | |
| | 3. 業務考察力 | | | | | | | |
| | 4. 提出書類及び説明力 | | | | | | | |
| | 5. 品質等 | | | | | | | |
| | 評 価 区 分 | A | B | C | D | E | F | G |
| 備 考 | 評定通知日 | | | | | | | |
| 評 定 者 | 監 督 員 | (所属、氏名) | | | | | | |
| | 検 査 員 | (所属、氏名) | | | | | | |

第1号様式甲(第5条第1項関係)

第1号様式乙(第5条第1項関係)

第1号様式丙(第5条第2項関係)

第2号様式甲(第5条第1項関係)

第2号様式乙(第5条第2項関係)